

に至り、同所から同所と木戸川左岸の同市市道緑海四四号線の始点とを結んだ直線を北西へ進み同市市道緑海四四号線の始点に至り、同所から同市市道緑海四四号線を北東へ進み同市市道木戸線との交点に至り、同所から同市市道木戸線を南東へ進み県道飯岡一宮線との交点に至り、同所から県道飯岡一宮線を南西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百三十三 長南町山内特定猟具使用禁止区域（銃器）

長生郡長南町山内地先の長生郡長南町三級町道山内二八号線と同町二級町道山内市原線との接点を起点とし、同所から同町二級町道山内市原線を南東へ進み市原市と長生郡長南町との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北西へ進み同町三級町道山内二八号線の終点から南西へ延長した直線との交点に至り、同所から同所と同町三級町道山内二八号線の終点とを結んだ直線を北東へ進み同町三級町道山内二八号線との接点に至り、同所から同町三級町道山内二八号線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百三十四 長柄町六地藏特定猟具使用禁止区域（銃器）

長生郡長柄町六地藏地先の長生郡長柄町町道一三三三三号線と県道千葉茂原線との接点を起点とし、同所から県道千葉茂原線を南東へ進み同町山根一、〇一三番四二地先の同町町道一三三二九号線との接点に至り、同所から同町町道一三三二九号線を南西へ進み同町町道一四七七号線との接点に至り、同所から同町町道一四七七号線を北東へ進み同町山根二、〇二二番一六八地先の農道との接点に至り、同所から同農道を南東へ進み同町町道一三三二九号線との接点に至り、同所から同町町道一三三二九号線を南東へ進み同町町道一三〇二二号線との接点に至り、同所から同町町道一四七五号線との接点に至り、同所から同町町道一四七五号線を南西へ進み同町町道一三三三三号線との接点に至り、同所から同町町道一三三三三号線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百三十五 押日・井沢特定猟具使用禁止区域（銃器）

いすみ市岬町三門地先の国道二二八号と江場土川左岸との接点を起点とし、同所から江場土川左岸を南西へ進みいすみ市市道〇一三九号線との接点に至り、同所から同市市道〇一三九号線を北西へ進み同市市道八四一四号線との接点に至り、同所から同市市道八四一四号線を北西へ進み同市市道八三二六号線との接点に至り、同所から同市市道岬八三二六号線を南西へ進み県道夷隅長者線との接点に至り、同所から県道夷隅長者線を西へ進み同市市道〇一三三三号線との接点に至り、同所から同市市道〇一三三三号線を北西へ進み県道夷隅太東線との交点に至り、同所から県道夷隅太東線を南東へ進み同市市道〇一三八号線との接点に至り、同所から同市市道〇一三八号線を南東へ進み夷隅川右岸との交点に至り、同所から夷隅川右岸を北東へ進み国道二二八号との交点に至り、同所から国道二二八号を南西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百三十六 田倉特定猟具使用禁止区域（銃器）

富津市東和田地先の富津市市道高溝高岩線と国道四六五号との接点を起点とし、同所から国道四六五号を南西へ進み湊川右岸との交点に至り、同所から湊川右岸を北西へ進み同市市道大森蛭田線との交点に至り、同所から同市市道大森蛭田線を北西へ進み同市寺尾五一番一地先の赤道との接点に至り、同所から同赤道を北西へ進み県道久留里鹿野山湊線との接点に至り、同所から県道久留里鹿野山湊線を南東へ進み県営林道鹿野山線（旧道）との接点に至り、同所から県営林道鹿野山線（旧道）を南東へ進み県営林道鹿野山線との接点に至り、同所から県営林道鹿野山線を北東へ進み君津市と富津市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東へ進み同市宇藤原五四六番一地先に至り、同所から尾根を南西へ進み同市高溝二二八番五地先の道路との接点に至り、同所から同市高溝二二八番五地先の道路を南西へ進み同市市道南畑大谷線との接点に至り、同所から同市市道南畑大谷線を南西へ進み同市市道高溝高岩線との接点に至り、同所から同市市道高溝高岩線を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百三十七 袖ヶ浦市横田特定猟具使用禁止区域（銃器）

木更津市下望陀二三四番一地先の木更津市管理道路を起点とし、同所から同管理道路を北東へ進み同市市道一一五号線との接点に至り、同所から同市市道一一五号線を南東へ進み袖ヶ浦市市道横田下望陀境線との接点に至り、同所から同市市道横田下望陀境線を南東へ進み同市横田四、七七五番五地先の同市管理道路との接点に至り、同所から同管理道路を南東へ進み同市永地一、六七四番地先の農道との接点に至り、同所から同農道を南東へ進み同市横田五、五二〇番地先の農道との接点に至り、同所から同農道を西へ進み同市横田五、五二九番地先の農道との接点に至り、同所から同農道を南へ進み同市横田五、六五一番地先の農道との接点に至り、同所から同農道を東へ進み同市横田五、六四八番二地先の農道との接点に至り、同所から同農道を南へ進み同市市道横田一〇号線との接点に至り、同所から同市市道横田一〇号線を南へ進み国道四〇九号との接点に至り、同所から国道四〇九号を北東へ進み県道馬来田停車場中川線との接点に至り、同所から県道馬来田停車場中川線を南東へ進み同市市道百目木一〇号線との接点に至り、同所から同市市道百目木一〇号線を南西へ進み同市市道百目木下内橋線との接点に至り、同所から同市市道百目木下内橋線を南東へ進み同市市道下根岸百目木線との接点に至り、同所から同市市道下根岸百目木線を西へ進み県道長浦上総線との接点に至り、同所から県道長浦上総線を北東へ進み同市市道吉野田四号線との接点に至り、同所から同市市道吉野田四号線を南西へ進み同市市道滝の口二二号線との接点に至り、同所から同市市道滝の口二二号線を北西へ進み同市市道滝の口五号線との接点に至り、同所から同市市道滝の口五号線を北東へ進み県道君津平川線との接点に至り、同所から県道君津平川線を北西へ進み国道四〇九号との接点に至り、同所から国道四〇九号を北東へ進み同市市道横田大鳥居線との接点に至り、同所から同市市道横田大鳥居線を北西へ進み同市市道大鳥居六七五番一地先の農道との接点に至り、同所から同農道を北へ進み同市市道大鳥居七一八番地先の農道との接点に至り、同所から同農道を北東へ進み同市市道大鳥居七二五番地先の同市管理道路との接点に至り、同所から同管理道路を南西へ進み木更津市と袖ヶ浦市との境界線との接点に至る線及び同所と起点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

二百三十八 八千代ゴルフクラブ特定猟具使用禁止区域（銃器）

八千代市米本二、八三四番一ほか五〇七筆の八千代ゴルフクラブ区域内並びに同市米本二、八三三番及び二、八二四番、同市下高野三九〇番、同市下高野三九二番、三九三番一、三九四番一、三九五番一、三九六番一、三九七番一、三九八番一、四〇一番二、四〇二番三及び四〇二番四並びに同市保品一、三三六番一、一、三三八番一及び一、三三九番一

二百三十九 立山特定猟具使用禁止区域（銃器）

夷隅郡御宿町上布施地先の夷隅郡御宿町町道四〇七九号線と同町町道〇二〇五号線との接点を起点とし、同所から同町町道〇二〇五号線を南西へ進

との接点に至り、同所から同町町道三〇八八号線を北西へ進み同町町道三〇三八号線との接点に至り、同所から同町町道三〇三八号線を北西へ進み同町町道三〇三九号線との接点に至り、同所から同町町道三〇三九号線を北東へ進み同町町道三〇二九号線との接点に至り、同所から同町町道三〇二九号線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百五十八 栄町安食・北特定御具使用禁止区域 (銃器)

印旛郡栄町北地先の若草大橋有料道路と利根川右岸との交点を起点とし、同所から利根川右岸を東へ進み印旛郡栄町安食三、七九六番と同町須賀一、九四五番との境界線を北西へ延長した直線との交点に至り、同所から同直線を南東へ進み同町安食三、七九六番との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南東へ進み県道佐原我孫子自転車道線との接点に至り、同所から県道佐原我孫子自転車道線を南西へ進み若草大橋有料道路との交点に至り、同所から若草大橋有料道路を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百五十九 佐室・高谷特定御具使用禁止区域 (銃器)

いすみ市高谷地先のいすみ市市道〇二二五号線と同市市道三二四七号線との接点を起点とし、同所から同市市道三二四七号線を南東へ進み同市市道三一四八号線との接点に至り、同所から同市市道三二四八号線を南東へ進み同市市道三二五〇号線との接点に至り、同所から同市市道三二五〇号線を南東へ進み同市市道三二四一号線との接点に至り、同所から同市市道三二四一号線を南東へ進み国道四六五号との接点に至り、同所から国道四六五号を北西へ進み同市市道〇二二五号線との接点に至り、同所から同市市道〇二二五号線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百六十 金谷郷特定御具使用禁止区域 (銃器)

大網白里市金谷郷地先の大網白里市市道〇二一〇〇三号線と同市金谷郷二、二五八番地先の水路との交点を起点とし、同所から同水路を北東へ進み同市市道一〇四一六号線との交点に至り、同所から同市市道一〇四一六号線を南西に進み同市市道〇二一〇〇三号線との接点に至り、同所から同市市道〇二一〇〇三号線を北西に進み、起点に至る線で囲まれた区域

二百六十一 倉富環特定御具使用禁止区域 (銃器)

富津市鶴岡二、二二五番の区域

二百六十二 本矢作特定御具使用禁止区域 (銃器)

香取市長土地先の香取市市道二五三八号線と同市長山六七五番二地先の水路との交点を起点とし、同所から同水路を北東へ進み同市長山六二九番地先に至り、同所から同水路を南東へ進み同市長山五六三番地先に至り、同所から同水路を南東へ進み同市本矢作一、五六三番二地先に至り、同所から同水路を南東へ進み東関東自動車道水戸線との交点に至り、同所から東関東自動車道水戸線を南西へ進み同市市道一〇一〇号線との交点に至り、同所から同市市道一〇一〇号線を北東へ進み同市市道一〇一〇号線との接点に至り、同所から同市市道一〇一〇号線を北西へ進み同市市道二五四六号線との接点に至り、同所から同市市道二五四六号線を北東へ進み同市市道二一〇号線との接点に至り、同所から同市市道二一〇号線を北西へ進み同市市道二一〇号線を北西へ進み同市市道二五三八号線との接点に至り、同所から同市市道二五三八号線を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二百六十三 迎田・片又木特定御具使用禁止区域 (銃器)

市原市不入斗地先の県道千葉鴨川線と市原市市道二二二三号線との接点を起点とし、同所から同市市道二二二三号線を南東へ進み同市市道二二二三号線との接点に至り、同所から同市市道二二二三号線を南東へ進み同市市道二四八三号線との接点に至り、同所から同市市道二四八三号線を南西へ進み同市泉台二丁目と同市片又木との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西へ進み同市片又木六四番地先の農地と山林との境界線の接点に至り、同所から同所と同市泉台二丁目三番四と同市泉台二丁目三番との境界線と同市泉台二丁目と同市迎田との境界線との接点を結んだ直線を北西へ進み同境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西へ進み同市市道二四九六号線との接点に至り、同所から同市市道二四九六号線を南東へ進み同市市道一四七九号線との接点に至り、同所から同市市道一四七九号線を北西へ進み同市市道二二八九号線との接点に至り、同所から同市市道二二八九号線を南西へ進み同市市道一四七八号線との接点に至り、同所から同市市道一四七八号線を南西へ進み同市市道二二九〇号線との接点に至り、同所から同市市道二二九〇号線を北西へ進み同市市道二二二三号線との接点に至り、同所から同市市道二二二三号線を北西へ進み県道千葉鴨川線との接点に至り、同所から県道千葉鴨川線を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域